

# 学校における働き方改革推進プラン

(青梅市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年3月

青梅市教育委員会

## 目次

1	計画の趣旨・現状	3
2	計画の期間	3
3	目標	3
4	具体的な取組	4
5	学校における取組の進め方	6
6	保護者および地域への普及、啓発活動の実施	7
7	評価および検証の実施	7

## 1 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

青梅市教育委員会（以下「本市」という。）では、教員が心身の健康を保持し、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教員の質の維持・向上を図ることを目的とし、平成31年2月に「学校における働き方改革推進プラン」（以下「本プラン」という。）を策定した。

このたび、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の改正が行われたことから、給特法第8条に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として本プランを改定し、教員が児童・生徒の教育に一層専念できる職務環境の構築を推進する。

### (2) 青梅市教育委員会の現状

本市では、働き方改革の取組により、改善傾向にはあるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況にある。本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間】※1か月あたりの数値

	年平均	45時間を上回る割合	80時間を上回る割合
小学校	34時間4分	24.7%	2.8%
中学校	38時間30分	29.8%	6.6%

## 2 計画の期間

本プランの計画期間は、令和8年度から令和11年度までとする。

## 3 目標

令和11年度までの4年間で、本プランにおいて以下の目標の達成を目指す。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教員を0%にする。

イ 年間の時間外在校等時間が360時間を超える教員を0%にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。

#### 4 具体的な取組

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1) 時間外在校等時間の適切な把握と意識改革の推進

教員一人一人が、勤務時間を意識した働き方ができるように、教員の時間外在校等時間の上限を設定するとともに、時間外在校等時間を適切に把握し、働き方の見直しに向けた意識改革を推進する。

##### ア 時間外在校等時間の見える化

各学校等においてタイムマネジメントを意識した働き方を促すため、出退勤管理システムにより把握した時間外在校等時間等の見える化を推進する。

##### イ 教員の意識改革

教員の働き方の見直しに向けた意識改革を進めていくためには、タイムマネジメントを常に意識して、業務を改善していくことが重要である。そのために、専門の講師を招聘するなど研修等を充実させ、教員のタイムマネジメント力の向上を図る。

##### ウ 働き方改革に関する好事例の収集・共有

青梅市内外の学校の働き方改革に関する好事例を収集・共有し、働き方改革の推進を図る。

##### (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減や改善を図る。

また、ペーパーレス化などICTの活用を図り、学校における業務の改善についても推進する。

##### ア ICTを活用した業務の効率化

統合型校務支援システムの活用を促進して、指導要録や成績処理等の業務の効率化を図ることで教員業務の負担軽減につなげる。

##### イ 効率的な会議および研修の実施に向けた見直し

会議や研修の見直しを行い、必要性についてもう一度精査する。

内容、回数、開催時期等について効率性の観点から見直しを実施する。

効率的な会議運営に努めるため、会議資料の事前配布や終了時間の厳守を徹底する。

### (3) 教員を支える人員体制の確保

学校事務職員の職務内容の明確化による職務分担の見直し、専門スタッフの充実、地域との協働活動等を通じて学校の組織や体制を強化する。

#### ア 教員の負担軽減に向けた人材の配置

東京都の学校マネジメント強化モデル事業を活用し、副校長を補佐する職員を配置し、副校長の負担軽減を図る。また、教員に代わって、学習プリントの印刷や授業準備の補助などを行う「スクール・サポート・スタッフ」、小学校第1学年から第3学年までを対象に、学級担任の補佐を行う「エデュケーション・アシスタント」を配置し、副校長や教員が児童、生徒への指導に注力できるように体制を整備する。

#### イ 専門スタッフの配置の促進

学校現場における複雑化、多様化している課題を解決するためには、教員だけでは困難であり、専門性を持ったスタッフの配置が必要である。多様化している課題を解決するための体制を整備する。

#### ウ 地域との協働活動を通じた学校支援体制の構築

学校運営協議会を中心に学校と地域との組織的な連携と協働体制を構築することにより、地域全体で学校教育を支援し、学校教育活動の充実を図る。

#### エ 外部機関との連携

外部機関を積極的に利用し、外部人材による支援の充実を図る。

### (4) 部活動の負担軽減

教員の負担軽減から部活動の在り方を見直し、適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図る。

#### ア 部活動休養日の設定と活動時間、活動内容等の見直し

部活動を担当する教員の負担軽減や生徒の心身の健康の確保を図るため部活動休養日を設定する。

また、休日の部活動については、教員以外の地域人材等による支援ができるよう地域展開の推進を図る。

なお、合同部活動や部活動の拠点化の実施についても検討し、青梅市教育委員会の方針を示していきます。

#### イ 部活動指導員の増員

運動部の部活動の指導に不安を抱える教員の支援や負担軽減を図るとともに、部活動の活性化や生徒の競技力の向上を図るため、教員に代わって部活動の指導や引率ができる「部活動指導員」の増員を図る。

#### (5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、教員が個人や家族で過ごす時間や自己研鑽できる時間を確保し、誇りを持って働くことができる環境を整備する。

#### ア 自己申告制度等における取組

人事考課制度における自己申告制度等を通じて、長時間労働の改善に向けた教員の意識改革や職場風土の醸成を推進する。

#### イ 育児や介護を支援する取組

教員の育児休業の取得促進をはじめとして育児や介護を支援する休暇の取得など環境の整備に努める。

### 5 学校における取組の進め方

#### (1) 各学校における目標の設定と取組方針の決定および学校運営協議会での承認

実効性のある取組とするため、各学校において、学校経営方針の中に働き方改革の視点を明確に位置づけ、具体的な目標と取組方針を策定する。

策定した方針については学校運営協議会において説明し、承認を得ることとする。

#### (2) 各学校における具体的な業務改善の取組

各学校で策定した取組方針をもとに具体的な業務改善のための取組を設定し、実現を図る。

## 6 保護者および地域への普及、啓発活動の実施

学校における働き方改革を推進していくためには、「児童・生徒と向き合う時間の確保」が改革の真の目的であることを保護者や地域の方々に丁寧かつ分かりやすい説明を行うよう努める。

本市では、教員の働き方改革の取組について広報、学校運営協議会等を通じて広く市民に周知し、各学校と連携しながら、保護者や地域の方々に対して啓発活動を行う。

## 7 評価および検証の実施

本市では、1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教員および年間の時間外在校等時間が360時間を超える教員を0%にするという目標の達成に向けて、各学校における目標と取組方針、具体的な業務改善の取組と個人目標について、PDCAサイクルを活用して評価、検証していくとともに、実効性のある取組として推進していく。なお、その進捗状況や成果については、定例の教育委員会および総合教育会議において報告することとする。